

令和8年第3回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和8年9月9日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 7 号	健全化判断比率の報告について	1
報告第 8 号	資金不足比率の報告について	
議案第 7 6 号	四万十町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について	3
議案第 7 7 号	四万十町立図書館設置条例及び四万十町立美術館条例の一部を改正する条例について	7
議案第 7 8 号	令和 8 年度四万十町一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 7 9 号	令和 8 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 0 号	令和 8 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 1 号	令和 8 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 2 号	令和 8 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 3 号	令和 8 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 4 号	令和 8 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 8 5 号	令和 8 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 8 6 号	令和 8 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 7 号	令和 8 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 8 号	令和 8 年度四万十町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
認定第 1 号	令和 7 年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について	別冊

■報告第7号 健全化判断比率の報告について

■報告第8号 資金不足比率の報告について

【要旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）により、令和 8 年度に算定した令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率（「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の 4 指標）及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）とは、地方公共団体における財政の健全性を示す基準の一つで、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、必要に応じて早期に是正を行うことにより、地方公共団体の財政破綻などを未然に防ぐことを目的としています。

なお、比率の算定にあたっては、比率の客観性及び正確性を確保する観点から、比率を議会に報告する前に監査委員の審査に付すこととされており、「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに各比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ公表しなければならない。」とされています。

また、各指標には財政規模などによって次のとおり基準が定められており、基準以上となった場合は計画の策定と自主的な改善努力による財政の健全化や、国等の関与による確実な再生が求められることになります。

※各指標とも、数値が低い（又は算定されない）ほど、財政状況が健全であることを示しています。

健全化判断 比 率	早期健全化 基 準	いずれかが早期健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。
	財 政 再 生 基 準	いずれかが財政再生基準以上となった場合は、いわゆる赤字再建団体となり、議会の議決を経て財政再生計画を定め、国等の関与による確実な再生が求められます。
資 金 不 足 比 率	経営健全化 基 準	経営健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、自主的な改善努力による経営健全化が求められます。

【算定結果の概要】

本町における健全化判断比率等は、いずれも基準を下回っており、現時点では適正な水準にあるといえます。

なお、算定結果の詳細については、別添の公表資料「令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率」のとおりとなっています。

注) 下表(1)(2)の早期(経営)健全化基準及び財政再生基準は、いずれも令和7年度決算に対する基準を表示しています。

(1) 健全化判断比率

指 標		四 万 十 町		早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
		7 年度決算	6 年度決算		
健 全 化 判 断 比 率	① 実質赤字比率	— (▲ 1.51) %	— (▲ 2.38) %	13.52 %	20.00 %
	② 連結実質赤字比率	— (▲7.25) %	— (▲8.26) %	18.52 %	30.00 %
	③ 実質公債費比率	7.4 %	7.1 %	25.0 %	35.0 %
	④ 将来負担比率	— (▲72.5) %	— (▲ 76.6) %	350.0 %	

※1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は赤字がないため、また「④将来負担比率」については実質的な将来負担額がないため、いずれも「—」で表示しています。

※2 参考として、黒字比率等を下段 () 書きに▲で表示しています。

(2) 資金不足比率

指 標	公 営 企 業 会 計 名	四 万 十 町		経営健全化 基 準
		7 年度決算	6 年度決算	
⑤ 資 金 不 足 比 率	水 道 事 業 会 計	— %	— %	20.00 %
	下 水 道 事 業 会 計	— %	— %	

※3 資金不足額がないため「—」で表示しています。

■議案第76号 四万十町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について

【要旨】

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号）の施行による地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の一部改正に伴い、所要の条例改正を行うものです。

【施行期日】

令和8年10月1日

【新旧対照表】

改正後	改正前
（登録者の資格等） 第2条 印鑑の登録資格を有する者は、認可地縁団体の代表者のほか、次の各号に掲げる者が選任されているときには、代表者に代えて当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 （1） <u>地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 （2） <u>法第260条の9に規定する仮代表者</u> （3） <u>法第260条の10に規定する特別代理人</u> （4） <u>法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人</u> 2 （略） （登録の抹消） 第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑の登録を抹消するものとする。 （1）・（2） （略） （3） <u>法第260条の20の規定により</u>認可地縁団体が解散したとき。	（登録者の資格等） 第2条 印鑑の登録資格を有する者は、認可地縁団体の代表者のほか、次の各号に掲げる者が選任されているときには、代表者に代えて当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 （1） <u>民法（明治29年法律第89号）第46条第3項</u>に規定する職務代行者 （2） <u>法第260条の2第15項の規定により準用する民法第56条に規定する仮理事</u> （3） <u>法第260条の2第15項の規定により準用する民法第57条に規定する特別代理人</u> （4） <u>法第260条の2第15項の規定により準用する民法第74条に規定する清算人</u> 2 （略） （登録の抹消） 第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑の登録を抹消するものとする。 （1）・（2） （略） （3） <u>法第260条の2第15項の規定により準用する民法第68条（同条第1</u>

改正後	改正前
(4)・(5) (略) 2 (略) (印鑑登録原票の再製) 第9条 町長は、印鑑登録原票の印影若しくは記載事項が不鮮明になったとき、又は汚損、<u>毀損</u>したときは、印鑑登録者に対してその旨を通知し、登録印鑑の提示を求めて印鑑登録原票を再製することができる。 (代理人) 第13条 <u>省令第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて当該代理人による申請を行うことができる。	<u>項第2号を除く。）の規定に基づき</u>認可地縁団体が解散したとき。 (4)・(5) (略) 2 (略) (印鑑登録原票の再製) 第9条 町長は、印鑑登録原票の印影若しくは記載事項が不鮮明になったとき、又は汚損、<u>き損</u>したときは、印鑑登録者に対してその旨を通知し、登録印鑑の提示を求めて印鑑登録原票を再製することができる。 (代理人) 第13条 <u>地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号</u><u>上</u>に規定する代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて当該代理人による申請を行うことができる。

【根拠法令】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（抜粋）

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認可地縁団体台帳） <u>第18条の3</u> 市町村長は、<u>地方自治法第260条の2第1項の認可を行ったときは、認可地縁団体ごとに、次に掲げる事項を記載した台帳を作成するものとする。</u> <u>(1) 名称</u> <u>(2) 規約に定める目的</u> <u>(3) 区域</u> <u>(4) 主たる事務所の所在地</u> <u>(5) 代表者の氏名及び住所</u> <u>(6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）</u> <u>(7) 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）</u> <u>(8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由</u> <u>(9) 認可年月日</u> <u>(10) 台帳を起こした年月日</u> <u>2～8</u> <u>(略)</u> （地縁による団体を認可した場合の告示） 第19条 地方自治法第260条の2第10項（<u>土地改良法第76条の13第4</u>	[新設] (地縁による団体を認可した場合の告示) 第19条 地方自治法第260条の2第10項（<u>土地改良法（昭和24年法律</u>

項及び森林組合法第100条の22第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で、<u>前条第1項の台帳に記載した事項のうち当該各号に定める事項について行うものとする。</u> (1) <u>地方自治法第260条の2第1項の認可を行った場合</u> 前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項、同項第4号の事項(同項第5号から第7号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。)、同項第5号から第7号までに掲げる事項(住所を除く。)、同項第8号及び第9号に掲げる事項 (2)～(6) (略) 2 (略) <u>3 市町村長は、第1項の告示を行ったときは、前条第1項第1号から第7号まで及び第4項各号に掲げる事項並びに同条第5項の事項の告示年月日を同条第1項の規定により作成した台帳に記載しなければならない。ただし、同条第1項第1号から第4号まで、同条第4項第2号及び第3号並びに第5項においては、この条第1項第1号の告示を行った場合を除くものとする。</u>	第195号) <u>第76条の13第4項及び森林組合法(昭和53年法律第36号)第100条の22第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で<u>当該各号に定める事項について行うものとする。</u> (1) <u>地方自治法第260条の2第1項の認可を行った場合</u> イ 名称 ロ 規約に定める目的 ハ 区域 ニ 主たる事務所 ホ 代表者の氏名及び住所 ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所) ト 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所) チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由 リ 認可年月日 (2)～(6) (略) 2 (略) [新設]
--	---

■議案第77号 四万十町立図書館設置条例及び四万十町立美術館条例の一部を改正する条例について

【要旨】

町立図書館本館及び町立美術館は、同一施設内で運営しているものの、開館時間や休館日に関する規定に相違があるほか、臨時休館や開館時間の変更に関する規定が明記されておらず、条例と実際の運用に乖離が生じていました。

当該施設については、前年度に改修工事を実施し、今後も現施設において継続して運営することが見込まれることから、運営実態に即した制度とするため、所要の条例改正を行うものです。

【条例改正の内容】

1. 町立図書館及び町立美術館の開館時間を統一します。
2. 利用者の安全確保及び適切な施設運営を図るため、臨時休館並びに開館時間及び休館日の変更を行うことができる旨を明記します。
3. 図書館利用者が資料等を損傷等した場合の損害賠償について、賠償額を減額し、又は免除することができる旨を明記します。
4. その他字句の整理等を行います。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【施行期日】

公布の日

【根拠法令】

図書館法（昭和25年法律第118号）抜粋

（設置）

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

四万十町立図書館設置条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
(休館日及び開館時間) 第4条 図書館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。 (1) 休館日 ア 年始 1月2日から1月4日まで イ 年末 12月28日から12月31日まで ウ 毎週月曜日 エ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (2) 開館時間 ア 火曜日から土曜日までは、午前9時30分から午後6時までとする。 イ 日曜日は、午前9時から午後5時までとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、若しくは臨時に開館し、又は開館時間を変更することができる。</u> (職員) 第5条 法第13条の規定に基づき、委員会は、図書館に館長、副館長及び必要な職員を置く。 (損害の賠償等) 第6条 図書館を利用する者は、<u>図書館の資料又は施設若しくは設備器具等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、委員会の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u> <u>2 委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</u>	(休館日及び開館時間) 第4条 図書館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。 (1) 休館日 ア 年始 1月2日から1月4日まで イ 年末 12月28日から12月31日まで ウ 毎週月曜日 エ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (2) 開館時間 ア 火曜日から土曜日までは、午前9時30分から午後6時までとする。 イ 日曜日は、午前9時から午後5時までとする。 (職員) 第5条 法第13条の規定に基づき、委員会は、図書館に館長、副館長及び必要な職員を置く。 (損害の弁償) 第6条 <u>故意又は過失により、図書及び資料並びに設備、器具を甚だしく汚損し、又は紛失したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。</u>

四万十町立美術館条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
(休館日) 第5条 美術館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 毎週月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) <u>12月28日</u>から翌年の<u>1月4日</u>まで <u>2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。</u> (開館時間) 第6条 美術館の開館時間は、<u>午前9時30分から午後6時まで</u>とする。 ただし、日曜日については、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>町長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</u> (職員) 第7条 美術館に館長、副館長及び必要な職員を置く。	(休館日) 第5条 美術館の休館日は、次のとおりとする。<u>ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</u> (1) 毎週月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) <u>12月27日</u>から翌年の<u>1月5日</u>まで (開館時間) 第6条 美術館の開館時間は、<u>午前10時から午後5時30分まで</u>とする。 ただし、日曜日については、<u>午前10時から午後4時30分まで</u>とする。 2 <u>町長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。</u> (職員) 第7条 美術館に館長、副館長及び<u>その他</u>必要な職員を置く。